

① 件名
石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東日本大震災の発災に伴い、広い範囲で長期間に亘る停電が続いたため、家庭用電源を必要とする酸素濃縮器が使えなかった在宅酸素療法患者の多くが石巻赤十字病院に殺到したものの、個々の患者の医療情報（酸素流入量等）がわからず医療現場が混乱した。 【目的】 今後、在宅酸素療法患者をはじめ、如何なる時でも治療を断つことのできない患者について、関係機関との連携による登録推奨により本人同意を得た上で、本市が、必要な医療情報を登録、管理し、災害拠点病院である石巻赤十字病院と、大規模災害時及び平常時における情報連携を円滑かつ適正に行うため、関係機関との協定を締結するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令等】 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第15号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年 7月 石巻地区地域医療対策委員会（支援システム運用に関する方針決定） 平成28年10月 在宅酸素療法患者の災害時における対応検討会（全2回） ～平成29年2月 在宅酸素療法患者支援システム検討ワーキンググループ（全6回）
⑤ 主な内容
1 目的 在宅酸素療法患者及び人工呼吸器患者（以下これらを「HOT患者等」という。）の身体、生命の危険を回避するため、「石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定」を締結 2 締結する関係団体 石巻赤十字病院、石巻市医師会、桃生郡医師会、宮城県石巻保健所、石巻市、東松島市、女川町及び在宅酸素事業者（8社） 3 主な協定内容 (1) 石巻赤十字病院は、大規模災害時に院内在宅酸素療法センター（以下「HOTセンター」という。）を開設し、来院したHOT患者等の診療及び酸素供給を行う。 (2) 石巻市、東松島市及び女川町は、本人同意を得た上で災害時要治療患者情報等登録簿（以下「登録簿」という。）への登録を行い、災害時の診療、酸素供給等に必要な医療情報を、個人情報保護条例の規定により適正管理の上、石巻赤十字病院での利用のために提供する。 (3) 医師会会員である医師は、自院のHOT患者等に対し、登録簿への登録を勧奨する。 (4) 在宅酸素事業者は、HOT患者等による登録簿への登録手続きを主治医と連携して支援する。 (5) 石巻保健所は、本システムの運用に係る全体調整を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】	大規模災害発生時に、石巻赤十字病院がHOTセンターを立ち上げ、HOT患者等の診療及び酸素供給を行うことにより、当該患者の身体、生命の危険を回避できる。
【財源措置等】	発災時の費用については、災害救助法が適用される大規模災害時のHOTセンター開設を想定しており、所要の財源は災害救助費を想定している。 なお、本市の登録対象者は、約200人（うち在宅酸素濃縮器利用助成受給者95人）と想定。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
石巻圏域の取組みであり、東松島市、女川町も本協定締結者となる。 長野県松本市において同様の取組みを実施しているが宮城県内では初の取組みとなる。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成29年3月	「石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定」締結式
4月	石巻市災害時要治療患者情報等登録簿取扱要領施行
⑨ その他	